

○武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の会議の公開に関する運営要領
(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日武蔵村山市長決裁。以下「指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市まちづくり条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 策定委員会の会議は、公開する。

(傍聴の許可の報告)

第3条 委員長は、指針第5条第2項の許可をしたときは、都市計画課長をして、会議においてその旨を報告させるものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。